

## 沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議設置要綱

### （設置目的）

第1条 発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、総務部、子ども生活福祉部、保健医療部、商工労働部、教育委員会及び病院事務局の関係課等による沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 連絡会議は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）発達障害児（者）等に対する支援に係る現状及び課題の共有、及びその対応協議に関すること。
- （2）沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画に基づく総合的かつ計画的な事業の推進に関すること。
- （3）市町村が実施する発達障害児（者）支援施策の推進に対する県の支援体制に関すること。
- （4）所管事項を明確にした推進体制の確立に関すること。

### （組織）

第3条 連絡会議は、別表1に掲げる機関等で構成し、下部組織として別表2に掲げる職で構成する実務者会議を設置する。

2 連絡会議の委員長は、子ども生活福祉部子ども福祉統括監の職にある者を充てる。

### （会議）

第4条 連絡会議は、委員長が招集し、議事を進行する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、障害福祉課長が、その職務を代理する。

3 連絡会議は、発達障害児（者）に対する支援施策の進捗状況の確認や課題への対応策を協議し、支援施策を着実に推進するため、定期的を開催するものとする。

4 実務者会議は、障害福祉課の班長が招集し、議事の進行を担当する。

5 実務者会議は、支援の現状及び課題について、具体的かつ実務的な検討を行い、連絡会議においてその内容を報告するとともに、対応策の提案を行うものとする。

### （所管事項）

第5条 発達障害者支援関連事業に係る所管事項は沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画のとおりとする。

(庶務)

第6条 連絡会議に関する庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月10日から施行する。

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

この要綱は、平成30年5月22日から施行する。

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

連絡会議委員

	所 属・職 名
委員長	子ども生活福祉部 子ども福祉統括監
委員	障害福祉課長
	青少年・子ども家庭課長
	子育て支援課長
	児童相談所長
	身体障害者更生相談所長
	福祉事務所長
	保健医療部 地域保健課長
	総合精神保健福祉センター所長
	総務部 総務私学課長
	商工労働部 雇用政策課長
	教育委員会 県立学校教育課長
	義務教育課長
	病院事業局 病院事業総務課医療企画監

別表 2 (第 3 条関係)

実務者会議委員

	所 属・職 名
委員	子ども生活福祉部 障害福祉課地域生活支援班長
	青少年・子ども家庭課児童育成班長
	子育て支援課子育て班長
	児童相談所自立支援班長
	身体障害者更生相談所相談判定班長
	福祉事務所地域福祉班長
	保健医療部 地域保健課母子保健班長
	総合精神保健福祉センター相談指導班長
	総務部 総務私学課私学・法人班長
	商工労働部 雇用政策課雇用対策班長
	教育委員会 県立学校教育課特別支援教育室主任指導主事
	義務教育課義務教育指導班長
	病院事業局 病院事業総務課総務班長